

川崎市立宮前平中学校PTA規約

第 1 章 総 則

(名称、事務局)

- 第 1 条 この会は、川崎市立宮前平中学校PTA（以下、この会）と称し、事務局を宮前平中学校内に置く。

(目 的)

- 第 2 条 この会は、教育基本法の精神に従って、第 2 章 第 5 条に定める会員により、家庭と学校の地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
本規約で記載される「職員」とは、この会の会員であることを前提とする。

(活 動)

- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 会員相互の親睦と交流とを図り、会員の教養の向上に努める。
 - (2) 家庭と学校と地域社会との緊密な連携によって、生徒の生活を指導し、生徒の学習環境の改善に努める。
 - (3) 学校教育の充実に協力する。
 - (4) その他、会の目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

(方 針)

- 第 4 条 この会は、自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) この会の目的に反する営利的、宗教的または政治的な活動には関与しない。
 - (2) 学校の管理運営や人事に干渉しない。
 - (3) 生徒の健全な育成のために活動する他の団体や機関と協力する。

第 2 章 会 員

(会 員)

- 第 5 条 この会は、第 1 章総則に賛同した宮前平中学校に在籍する父母またはこれに代わる者（この規約において「保護者」という。）と学校の職員で構成する。
会員は、正会員と準会員に分類される。

(権利と債務)

- 第 6 条 会員の権利は、すべて平等とする。
会員は、この会の運営に協力し、会費を納める。
但し、準会員は、活動の義務を負わない。

(入 会)

- 第 6-1 条 入会は別紙入会届（添付資料 1）にて入会するものとする。
また、どの時点においても、入会届を提出すれば会員になれる。

(退 会)

- 第 6-2 条 会員は、どの時点においても、自身の意志により退会することができる。
その際、別紙（添付資料 2）退会届を提出する。

第 3 章 役 員

(役員と定数)

- 第 7 条 この会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名（保護者若干名、職員1名）
- (4) 会計 若干名（保護者若干名、職員1名）
- (5) 会計監事 若干名

（ 役員の任務 ）

第 8 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録をとり、この会の庶務を処理する。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて、この会の経理を処理する。
- (5) 会計監事は、この会の経理を監査する。

（ 役員候補者推薦委員会の設置 ）

第 9 条 役員の候補者を総会に対して推薦するために、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置くものとし、その構成、任務等は、規約施行細則（以下「細則」という。）で定める。

（ 役員の選出 ）

第 10 条 役員は、推薦委員会が、推薦する候補者を総会にはかり選出される。

（ 役員の任期 ）

第 11 条 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までおおむね1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、その補充の方法については、細則で定める。
役員は、再任されることができるが、一会員につき三期までとする。ただし、会長、副会長については再任回数を定めない。

第 4 章 機 関

（ 機関の設置 ）

第 12 条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門委員会

但し、設置する専門委員会は、年度毎に、役員が業務内容を見直し、再編、統合を運営委員会にはかり、承認される。

第 5 章 総 会

（ 総会の性格 ）

第 13 条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

（ 総会の種類 ）

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

（ 総会の開催 ）

第 15 条 定期総会は、毎年1回年度始めに開催するものとし、会長が招集する。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が議題を示して招集しなければならない。
総会の議長は、そのつど、総会で選出される。

（ 総会の付議事項 ）

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の決定と変更に関する事項
- (2) 役員任免に関する事項
- (3) 経過報告と会計決算報告の承認
- (4) 予算と事業計画の承認
- (5) その他重要な事項

(総会の成立と議決)

第17条 総会は、会員の3分の1 (委任を含む。) 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第 6 章 運 営 委 員 会

(運営委員会の構成と性格)

第18条 運営委員会は、役員 (会計監事を除く)、各学年委員会の正副委員長、各専門委員会の正副委員長および校長をもって構成し、総会につぐ議決機関とする。

(運営委員会の開催)

第19条 運営委員会は、原則として毎月1回開催するものとし、会長が招集する。

(運営委員会の任務)

第20条 運営委員会の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の意見や要望を生かし、事業計画の推進を図る。
- (2) 細則の制定または変更に関すること。
- (3) 予算案を作成すること。
- (4) その他、会の運営上必要な事項の審議および決定に関すること。

(運営委員会の成立と議決)

第21条 運営委員会は、委員の半数以上の出席 (委任を含む) で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第 7 章 専 門 委 員 会

(専門委員会の種類)

第22条 この会の活動を推進するため、原則、次の専門委員会を置く。
但し、第12条の通り設置する委員会は毎年見直しが行われる。

- (1) 成人教育委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 厚生委員会
- (4) 校外委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 推薦委員会
- (7) 卒業対策委員会

(専門委員会の組織等)

第23条 各専門委員会の組織等は、細則で定める。

(臨時の専門委員会)

第24条 臨時の事項について、運営委員会が必要と認めて決定したときは、臨時専門委員会を設けることができる。

第 8 章 渉外委員

(渉外委員の設置)

第 2 5 条 対外的な活動をするために、地域教育会議、宮前区 P T A 協議会、宮前平こども文化センター等の担当委員を置く。

(渉外委員の組織等)

第 2 6 条 各渉外委員の組織等は、細則で定める。

第 9 章 会計

(会の経費)

第 2 7 条 この会の経費は、会費、その他の収入によりまかなう。

(会 費)

第 2 8 条 会費は、1世帯につき年額3000円とする。ただし、事情により会費を免除することが出来る。但し、この会の規模、活動内容の縮小、変更があった場合には見直しを行い、第35条に従い規約の変更を行う。

(寄 付)

第 2 9 条 この会の会員でなくても、この会の活動に対し理解を示してくれる父母及び保護者からの寄付を拒まない。
但し、主旨の不明な高額な寄付はそのかぎりではない。

(経費の支出)

第 3 0 条 この会の経費は、事業計画の予算に基づいて支出する。

(会計決算)

第 3 1 条 この会の会計決算は、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 3 2 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 3 3 条 本会計の管理及び適切な運用を行うために、特別会計を設ける事ができる。
特別会計の設置・運用については細則で定める。

第 1 0 章 補 則

(細則、規程等の制定)

第 3 4 条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な細則、規程等は、運営委員会が定めることができる。

(規約の変更)

第 3 5 条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

(規約の実施)

第 3 6 条 この規約は、昭和51年6月10日から実施する。
昭和51年度の会費は、4月にさかのぼって徴収する。
会費 第30条 平成3年 4月 1日 一部改訂
会費 第28条 令和6年12月14日 一部改訂

- (一時中断)
- 第 3 7 条 役員が会の活動を維持できないと判断される場合には、第 5 章の定める臨時総会を開催し、一時中断することができる。
- (終了)
- 第 3 8 条 活動がない状況が複数年連続した場合には、学校長がこの会を終了することを決定することができる。
全ての費用を清算した後に、残会費については、学校に全額寄付するものとする。

規約施行細則

第 1 章 役員候補者推薦委員会

- (推薦委員会の構成)
- 第 1 条 役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の委員は本会の運営に精通し、職員とも良好な関係を構築できる適任者を運営委員会員のなかから会長が複数名任命する。
- (推薦委員会の発足)
- 第 2 条 推薦委員会は毎年 11 月末までに、会長の招集により発足する。
- (推薦委員会の性格)
- 第 3 条 推薦委員会は次期役員の候補者選出の為、会員の中から立候補する意思のある適任者を推薦する。
推薦委員は、みずから役員候補者となることはできない。
- (役員候補者名簿の作成と告示)
- 第 4 条 推薦委員会は、毎年 3 月中に、次期役員の候補者名簿を作成し、本人の承諾を得て、総会の 7 日前までに全会員に告示するものとする。
- (任務の終了)
- 第 5 条 推薦委員会の任務は、総会で新役員が選出されることにより終了する。
- (役員選出の方法)
- 第 6 条 役員候補者は、会員および会員となる予定者から公募する。
(自薦、他薦を問わないが、本人の意思によるものとする)
但し、役員三役（会長・副会長・書記・会計）の任期を一人の生徒につき合計 2 年以上果たした会員（保護者）の場合、2 年日以降の任期を任期 1 年分につき同世帯の入学予定生徒分の任期とみなし、役員候補者から外すこともできる。
また、専門委員の免除も可能とする。

第 2 章 役員補充

- (会長が欠けた場合)
- 第 7 条 会長が欠けたときは、副会長の互選により、1 名が会長になる。
- (会長以外の役員が欠けた場合)
- 第 8 条 会長以外の役員が欠けたときには、必要により、運営委員会において、これを補充する。

第 3 章 専門委員会

- (専門委員会の組織)
- 第 9 条 成人教育委員会、広報委員会、厚生委員会、校外委員会、学年委員、推薦委員会、卒業対策委員会で構成する。各専門委員会は互選により、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。
また、役員の兼任も可能とする。
- (各専門委員会の活動)

- 第10条 各専門委員会は、次の活動を行う。
- (1) 成人教育委員会 講演会、研修会、見学等を開催し、その情報を周知、共有することにより、会員の教養の向上に努める。
 - (2) 広報委員会 広報活動を推進し、会員相互の理解を深める。
 - (3) 厚生委員会 環境整備に協力するとともに、会員の福祉・厚生をはかる。
 - (4) 校外委員会 生徒の校外生活の指導と地域の健全な環境の向上に努める。
 - (5) 学年委員会 各学年より互選された委員をもって組織し、学年ごとの意見を調整し、運営委員会に対して会員の意見を反映させることを任務とする。
 - (6) 推薦委員会 細則第1章に定義する
 - (7) 卒業対策委員会 生徒の卒業に向けて準備を行う

第 4 章 渉外委員

(渉外委員の組織)

第11条 地域教育会議委員、宮前平こども文化センター運営協議会委員は、会員より若干名父母委員を選出する。宮前区PTA協議会委員は、役員、専門委員が兼務することができる。

第12条 渉外委員の再任は妨げない。

第 5 章 特別会計

(特別会計の性格)

第13条 本会計は規約第9章の会計（以下、「一般会計」という）における積立金及び剰余金の一部を別に管理・運用する。

(経費の支出)

第14条 支出は一般会計に準ずるが、学術振興・スポーツ振興の為に支出する時は、運営委員会の承認を持って行う。

(会計決算)

第15条 一般会計に準ずる。

(会計年度)

第16条 一般会計に準ずる。

< 付 則 >

規約 第3章役員 第7条	平成22年 4月22日	一部改訂
規約 第3章役員 第11条	平成23年 10月12日	一部改訂
規約施行細則 第3章第10条	平成23年 10月12日	追加
規約施行細則 第4章第14条	平成23年 10月12日	追加
規約 第3章役員 第11条	平成25年 5月 1日	一部改訂
規約 第9章渉外委員 第27・28条	平成25年 5月 1日	追加
規約施行細則 第1章第3条	平成25年 5月 1日	一部改訂
規約施行細則 第3章第9条	平成25年 5月 1日	一部改訂
規約施行細則 第4章第11条	平成25年 5月 1日	一部改訂
規約施行細則 第5章第15・16条	平成25年 5月 1日	追加
規約施行細則 第4章第11条	平成26年 4月28日	一部改訂
規約 第9章渉外委員 第27・28条	平成27年 4月 1日	一部訂正
規約 第11章補則 第37条	平成27年 4月 1日	一部訂正
規約施行細則 第1章第1条	平成27年 4月 1日	一部訂正
規約施行細則 第4章第10条	平成27年 4月 1日	一部訂正

規約施行細則 第5章第12条	平成27年 4月 1日	一部訂正
規約施行細則 第6章第14条	平成27年 4月 1日	一部訂正
規約施行細則 第1章第6条	平成30年10月 3日	一部改訂
規約 第1章総則 第1・2条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約 第2章会員 第5・6条	令和 6年12月14日	新設
規約 第4章機関 第12条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約 第6章運営委員会 第21条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約 第7章専門委員会 第22条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約 第9章会計 第28条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約 第9章会計 第29・37・38条	令和 6年12月14日	新設
規約施行細則 第1章第3・6条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約施行細則 第3章第9条	令和 6年12月14日	追加
規約施行細則 第3章第10条	令和 6年12月14日	一部改訂
規約施行細則 第4章第11条	令和 6年12月14日	追加

慶弔に関する取り決め

川崎市立宮前平中学校PTA

第 1 条 PTA規約第35条の規定に基づき、運営委員会は、弔慰金、見舞金、餞別及び祝金について、以下のとおり取り決めます。
但し、会員でないが一定期間生徒のために活動された職員に対しては、運営委員会と協議し、離任時に生花を贈呈することはある。

第 2 条 弔慰金は、次のとおりとします。

1. 会員、及びその配偶者が死亡したとき 10,000円＋生花
2. 生徒が死亡したとき 10,000円＋生花
3. この取り決め以外、特別の事情のある時は、会長・校長合議のうえ考慮する。

第 3 条 見舞金は、次の基準によります。

1. 会員が用務のため傷害をこうむり、14日以上に加療を必要としたとき 5,000円
2. 生徒が学校の管理下において、生じた事故により傷害を受け、引き続き14日以上登校できなかったとき 5,000円
3. 地震、台風等の地域一帯にわたる災害の場合を除き、会員の住宅が不時の災害にあったとき 5,000円

第 4 条 職員の離任、退任時の対応は、感謝の意として、式典時に生花の贈呈を行う。

< 付 則 >

この取り決めは、昭和52年5月16日から実施します。

慶弔に関する取り決め

第2条、第3条、第4条、第5条

平成 3年 4月 1日 一部改訂

第2条

平成19年10月 5日 一部改訂

第2条

平成25年 5月 1日 一部改訂

第1条

令和 6年12月14日 新設

第4条

令和 6年12月14日 一部改訂

第5条

令和 6年12月14日 削除

個人情報取扱に関する取り決め

川崎市立宮前平中学校PTA

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立宮前平中学校 PTA（以下「本会」と称す）規約第 35 条の規定に基づき、本会の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報は、PTA 活動と活動における連絡のために利用する。

(個人情報の利用制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、川崎市立宮前平中学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨
(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

<付則>

本規則は、平成29年10月12日より施行する。